

天理市ひとり暮らし高齢者緊急通報装置貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の3に規定される高齢者でひとり暮らしの者に対し、緊急通報装置（以下「装置」という。）を貸与することにより、当該高齢者の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(事業の委託)

第2条 天理市ひとり暮らし高齢者緊急通報装置貸与事業（以下「事業」という。）は、市が事業の対象者（以下「対象者」という。）へ装置の貸与及び緊急時の通報等に24時間対応可能な事業者（以下「委託先」という。）に委託するものとする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 天理市に居住し、同市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者
- (3) 65歳以上の在宅でひとり暮らしの高齢者

2 但し、同居者のいずれもが緊急時に通報を担う能力に欠けると認められる場合、ひとり暮らし高齢者としてこの事業の対象者とする。

(利用の申請及び決定)

第4条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急通報装置利用申請書（様式第1号）、利用承諾書（様式第2号）及び協力員承諾書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があつた場合には、当該申請者の状況等を調査のうえ、利用の可否を決定し、緊急通報装置利用決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、本事業の利用者（以下「利用者」という。）を決定したときは、緊急通報装置利用者名簿（様式第5号）を作成し、保管するものとする。

(装置の貸与)

第5条 市長は、第4条の規定により、決定した利用者に対し、装置を貸与する。

(装置の管理)

第6条 装置の貸与を受けた利用者は、善良なる管理者の注意義務をもって使用するとともに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(利用者負担)

第7条 本事業の利用料は無料とする。ただし電話回線の通信料は利用者負担とする。

(申請事項の変更等の届出)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに緊急通報装置利用申請事項変更届(様式第6号)により市長に届出るものとする。

- (1) 利用者の住所、その他申請事項。
- (2) 第3条に該当しなくなったとき。
- (3) 長期間不在となるとき。
- (4) 装置の利用を辞退するとき。

(利用の取消)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、緊急通報装置利用取消通知書(様式第7号)により利用者に通知し、装置を返還させるものとする。

- (1) 第3条に該当しないと認めたとき。
- (2) 施設等に入所(入院)したとき。(短期的なものを除く。)
- (3) 装置の利用辞退の届出があったとき。

(協力員)

第10条 利用者は、当該利用者の緊急時に迅速に利用者宅に出向き、必要な措置をとることができる者(以下「協力員」という。)を2人確保しなければならない。

2 協力員は、次の各号に定める活動を行う。

- (1) 利用者の緊急時に迅速に利用者宅へ出向き、安否の確認を行う。
 - (2) 前号の確認結果について、関係機関等へ連絡する。
 - (3) その他、本事業の目的を達成するために必要な活動を行う。
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 第7条の規定にかかわらず、平成25年6月30日までの期間、平成24年度以前より事業を継続して利用しているもののうち、平成25年4月12日に実施する入札の落札事業者が実施する機器の入れ替えが完了していない利用者については、装置の利用に係る電話の通話料金等を負担するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以前から引き続き緊急通報装置を利用している者については、旧要綱第2条の対象者の要件を引き続き適用し、緊急通報装置の継続利用を認める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により作成されている申請書の用紙で残部のあるものについては、改正後の規定にかかわらず、必要な調整を行うことにより使用することができる。